

# 森林の集積・集約化推進モデル事業補助金交付要綱

令和7年3月28日付け6森政第582号 林務部長通知

## (趣旨)

第1 この要綱は、リモートセンシング技術等から得られた森林に関する情報等を活用して、市町村が森林境界推測図等を作成し、森林組合・林業事業体による森林の効率的な集約化の促進と森林境界の明確化を進め、森林整備の促進と共に、合理的な森林の管理と経営を進める森林の集積・集約化を推進する経費に対して、予算の範囲内で森林の集積・集約化推進モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、市町村とする。

## (事業の種類、対象経費及び補助率)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、地籍調査が行われていない森林を対象に森林の境界明確化等を目的に、森林境界推測図※を作成・活用し集積・集約化を促進することとし、その種類・実施内容及び補助率は、別表のとおりとする。

※ 森林境界推測図：境界が不明な森林を対象に、地籍図や空中写真、航空レーザーデータ、微地形図等の活用により、デジタル形式の森林境界を推測して作成した図面

## (事業計画書)

第4 補助金の交付を受けようとする市町村長は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、森林の集積・集約化推進モデル事業計画書を地域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

2 局長は、前項の書類の提出があった場合において、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

## (補助金交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、森林の集積・集約化推進モデル事業交付申請書によるものとし、規定する関係書類は、森林の集積・集約化推進モデル事業計画書とする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、局長が別に定める。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第11第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

### **(補助金交付の条件)**

第6 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに局長に申請してその承認を受けること。
    - ア 補助金額の増額を伴う変更
    - イ 補助金額の30%以上の減額（入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）を伴う変更
    - ウ 事業実施箇所の新設又は廃止
    - エ 別表に掲げる事業の種類の間で補助金額の流用を行う場合であって、流用元・流用先のいずれか又は両方の種類で30%以上の増減を伴う変更
  - (2) 前号に該当しない補助金額の減額を伴う変更にあつては、速やかに局長に届け出ること。
  - (3) 事業中止、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに局長に申請してその承認を受けること。
  - (4) 事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- 2 市町村長は、事業実施の成果を林地台帳等に反映するほか、森林簿や森林計画図への反映が必要な場合は、その成果（電子データ等）を局長に提供するものとする。
- 3 前項までに掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

### **(変更承認申請書等)**

第7 第6第1項第1号から第3号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき  
森林の集積・集約化推進モデル事業変更計画書兼補助金変更交付申請書、又は森林の集積・集約化推進モデル事業変更届
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき  
森林の集積・集約化推進モデル事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき  
森林の集積・集約化推進モデル事業期間延長承認申請書

### **(交付申請の取下)**

第8 規則第7条に規定する申請の取下げは、森林の集積・集約化推進モデル事業交付申請取下書により行うものとする。

### **(実績報告書等)**

第9 規則第12条に規定する実績報告書は、森林の集積・集約化推進モデル事業実績報告書によるものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

### (補助金交付の請求)

第 10 補助金の交付決定を受けた市町村が事業完了後に補助金の交付を受けようとするときは、森林の集積・集約化推進モデル事業補助金交付請求書を提出するものとする。

### (消費税仕入控除税額の報告等)

第 11 第 5 第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第 5 第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書により速やかに局長に報告するとともに、局長による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により局長に報告するものとする。

3 補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があった場合には、速やかに局長に報告するとともに、局長による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

### (申請書の様式等)

第 12 この要綱に規定する申請書等の様式、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 7 年度の補助金から適用する。

### (別表) (第 3 関係) 森林境界推測図 (素図) の作成内容

| 補助事業の種類                     | 実施内容                                                                                                                              | 補助率    |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 机上推測図型                    | 空中写真の撮影データや既存資料から推測素図を作成するもので、GIS による推測素図作成に特化したもの                                                                                | 1/2 以内 |
| 2 現地推測図型<br>(現地測位を<br>含まない) | 空中写真の撮影データや既存の資料から作成した推測素図を、現地精通者の情報や現地調査を基に森林境界推測図(案)を作成し、森林所有者向け説明会・郵送による同意の取得と、必要に応じて補備調査等を行い、森林境界推測図を作成するもの                   | 1/2 以内 |
| 3 現地推測図型<br>(現地測位を<br>含む)   | 空中写真の撮影データや既存の資料から作成した推測素図を、現地精通者の情報や現地調査を基に森林境界推測図(案)を作成し、森林所有者向け説明会・郵送による同意の取得と、必要に応じて補備調査や森林境界の位置情報の測位等を行い、森林境界推測図を作成するもの      | 1/2 以内 |
| 4 完全型                       | 空中写真の撮影データや既存の資料から作成した推測素図を、現地精通者の情報や現地調査を基に森林境界推測図(案)を作成し、森林所有者向け説明会・郵送による同意の取得と、必要に応じて補備調査等を行い、精度管理を求める地積測定を実施して、森林境界推測図を作成するもの | 1/2 以内 |

※ 1 市町村当たりの補助額は、1～4 の事業の合計額で、最大 2,000 千円までとする。